

第 15 類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 02.09 項の豚又は家きんの脂肪
 - (b) 力力才脂（第 18.04 項参照）
 - (c) 調製食料品（第 04.05 項の物品の含有量が全重量の 15% を超えるものに限る。主として第 21 類に属する。）
 - (d) 獣脂かす（第 23.01 項参照）及び第 23.04 項から第 23.06 項までの油かす
 - (e) 脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せつけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の第 6 部の物品
 - (f) 油から製造したファクチス（第 40.02 項参照）
- 2 第 15.09 項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない（第 15.10 項参照）
- 3 第 15.18 項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。
- 4 ソープストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウールグリースの残留物は、第 15.22 項に属する。

号注

- 1 第 1514.11 号及び第 1514.19 号において「菜種油（低エルカ酸のもの）」とは、エルカ酸が全重量の 2% 未満の不揮発性油をいう。

備考

- 1 この類において「酸価」とは、油脂 1 グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する水酸化カリウムのミリグラム数をいう。
- 2 第 15.18 項において「脱水」とは、油を構成するヒドロキシ脂肪酸の水酸基を除くことをいう。